

平成27年度物流分野におけるCO2削減ポテンシャル等に関する調査委託業務
共同輸配送促進に向けたマッチングの仕組みに関する検討会設置要綱

平成27年6月29日
株式会社 富士通総研

(設置)

第1条 この要綱（以下「本要綱」という）は、環境省事業である「平成27年度物流分野におけるCO2削減ポテンシャル等に関する調査委託業務」（以下「本事業」という）の中に設置・運営される、「共同輸配送促進に向けた検証用マッチングシステムの仕組みに関する検討会」（以下「検討会」という）について定めるものである。

(所掌事業)

第2条 検討会は、本事業で検討を行う「共同輸配送促進に向けたマッチングシステムの仕組み」（以下「検証用マッチングシステム」という）に関する次の事項について、助言を行う。

- (1) 効果的かつ利便性の高い検証用マッチングシステムの在り方に関する事項
- (2) 検証用マッチングシステムの利活用・定着を促進するインセンティブの仕組みに関する事項
- (3) その他、本事業の目的達成に必要な事項

(組織等)

第3条 検討会は、別表に掲げる構成員をもって組織する。

(構成員の任期)

第4条 構成員の任期は、本事業の期限までとする。

- 2 構成員が欠けた場合の補充として指名された構成員の任期は、前任者の残留期間とする。

(座長の職務)

第5条 座長は、必要に応じて検討会を招集する。

- 2 座長は検討会の議長となり、議事運営を統括する。
- 3 座長が検討会に出席できない場合には、座長が指名する者がその職務を代行する。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、株式会社富士通総研が運営にあたるものとする。

(議事の扱い)

第7条 検討会の審議については、原則非公開で行う。

(議事録)

第8条 検討会の議事は、事務局がその経過及び結果を記録した議事録を作成する。

(秘密の保持)

第9条 構成員及び事務局は、職務上知り得た秘密を公にしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 検討会の庶務は、株式会社富士通総研において処理する。

(規程の改廃)

第11条 本要綱の改廃は、必要に応じて環境省、国土交通省及び事務局による協議の上、行うこととする。ただし、組織、呼称等の変更に伴う修正で、本要綱の実質的な変更を伴わないものは、事務局の決定で行うことができる。

(細則)

第12条 本要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、環境省、国土交通省及び事務局による協議の上、別に定める。

附則

(施行期日)

本要綱は、平成27年6月29日から施行する。

平成27年度物流分野におけるCO2削減ポテンシャル等に関する調査委託業務
共同輸配送促進に向けたマッチングの仕組みに関する検討会

構成員一覧 (五十音順・敬称略)

氏名	所属・職責
小粥 満	SBS ロジコム株式会社 越谷貨物ターミナル支店 支店長
佐々木 健二	株式会社キューソー流通システム 常務取締役
嶋津 光明	日本通運株式会社 事業統括部 部長(港運・内航)
鈴木 庸男	やまや商流株式会社 専務取締役
丹羽 和彦	富士通株式会社 物流企画統括部 物流購買部 部長
樋口 仁	中越通運株式会社 取締役 関東 ALC 室室長
【座長】 兵藤 哲朗	東京海洋大学海洋工学部流通情報工学科 教授
北條 英	公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会 JILS 総合研究所 ロジスティクス環境推進センター センター長